

知的財産権概論 第5回

特許における 「発明者」とは？

たくみ特許事務所
弁理士 佐伯 裕子

特許における「発明者」とは？

1. 誰が発明者になれるのか？
2. 発明者の地位
3. 共同出願
4. 冒認出願
5. 職務発明

誰が発明者になれるのか

発明者＝「発明」を完成した者

＝ある課題を解決する具体的手段についての「技術的思想」の完成に至った者、積極的に寄与した者

- | | |
|-------------------|--------------|
| ① 一般的研究テーマ決定 | (単なる管理者) |
| ② アイデアの着想 | (発明者1) |
| ③ 文献調査 | (単なる補助者) |
| ④ 実験計画、ストラテジーの作成 | (発明者2) |
| ⑤ 指示に従った実験作業、実験補助 | (単なる補助者) |
| ⑥ 一般的な指導、助言 | (単なる管理者、助言者) |
| ⑦ 実験費用、施設の提供 | (単なる資金提供者) |

発明者の地位

1. 「**特許を受ける権利**」を原始的に有する。
→ 「特許出願人」になる権利
2. 「特許を受ける権利＝財産権」
譲渡することで、**対価**を得ることができる。
3. 名誉権
出願の願書等に「発明者」として掲載される権利
4. 「発明者」の地位の侵害 → 冒認
→ 共同出願違反

複数の者が共同して発明を完成したときは？

共同出願：

特許を受ける権利が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者と共同でなければ、特許出願をすることができない。(§ 38)

共同出願人：

全員の不利益行為(出願取下、拒絶査定不服審判請求等)以外は、各人が全員を代表する。(§ 14)

冒認出願

冒認とは:

その発明について特許を受ける権利を有していない出願人(= **冒認出願人**)の出願 ↔ **真の発明者**

- ・拒絶査定理由(§ 49-1-7)
- ・無効理由(§ 123-1-6)

真の発明者, 真の権利者に対する救済措置:

- ・冒認出願の公開による新規性の喪失
新規性喪失の例外(意に反する公知: § 30-1)
- ・冒認特許権に対する「**移転請求権**」(§ 74)

冒認出願に対する真の権利者の対抗手段

冒認出願人

出願A

出願B

真の発明者
(真の権利者)

②特許を受ける権利の
確認請求

名義変更

出願A

③無効審判

④特許権の
移転請求

特許権A

①出願Aの公開後6ヶ月以
内に30条適用申請して出願

特許権A

特許権B

真の権利者による「移転請求権」

冒認出願

冒認者

特許権の移転請求

特許権

真の権利者

はじめから真の権利者に
帰属していたとみなす

特許権の持分移転請求

共同出願違反者

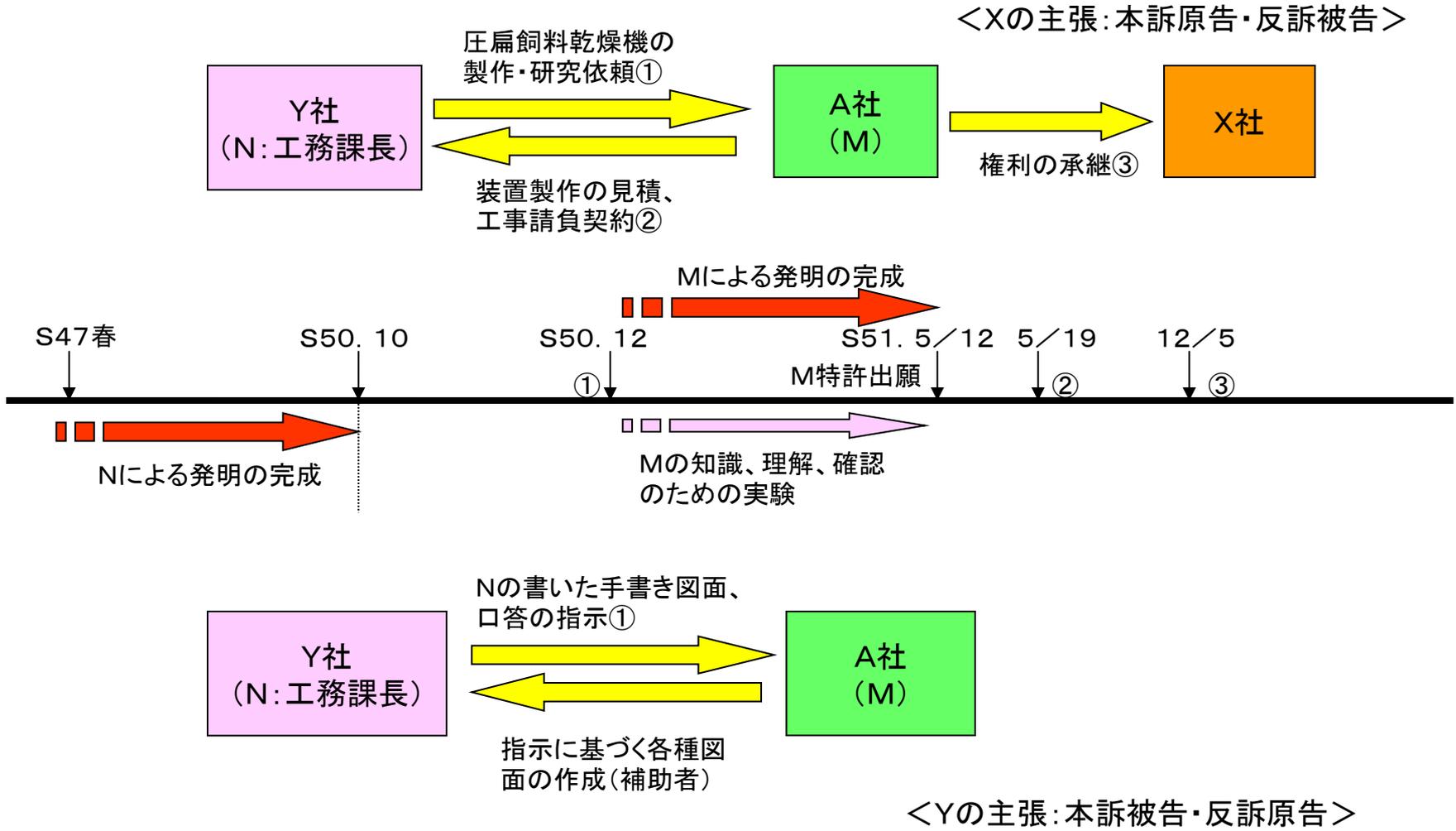
共同出願違反

はじめから共有していた
ものとみなす

特許権

真の発明者(権利の帰属)の認定

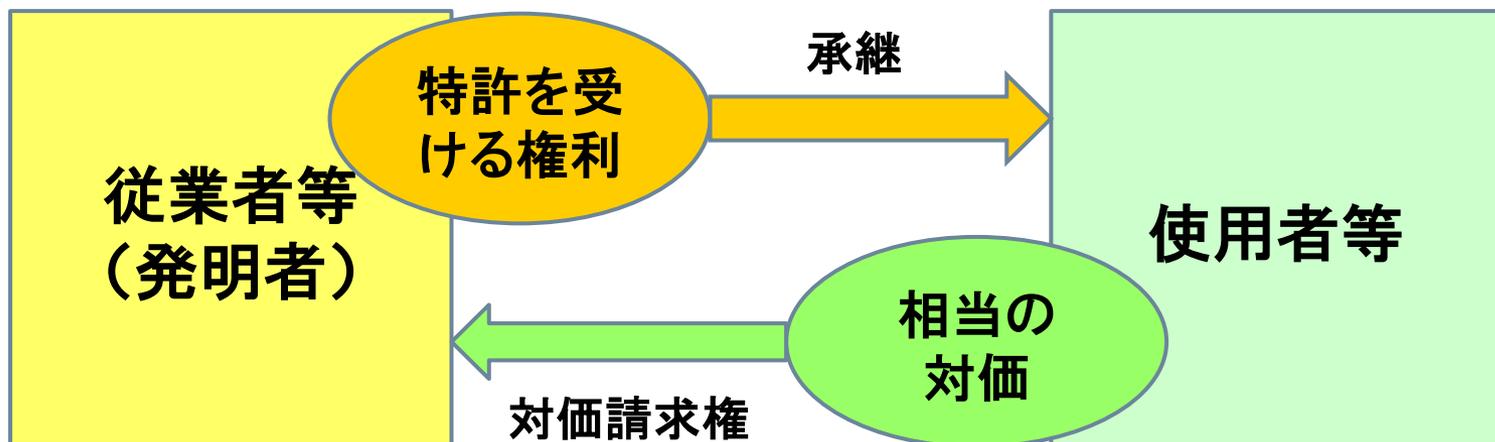
「穀物の処理方法とその装置」発明についての特許を受ける権利の帰属が争われた事件



職務発明

職務発明:

従業者等(企業の従業員、大学の教職員)が、その「業務範囲」内で行った発明 \longleftrightarrow 自由発明



註: 改正法(平27.7.10法律第55号)により、来年以降職務規程などで「特許を受ける権利発生時から「使用者等に帰属」可能

職務発明

発明者と企業の言い分



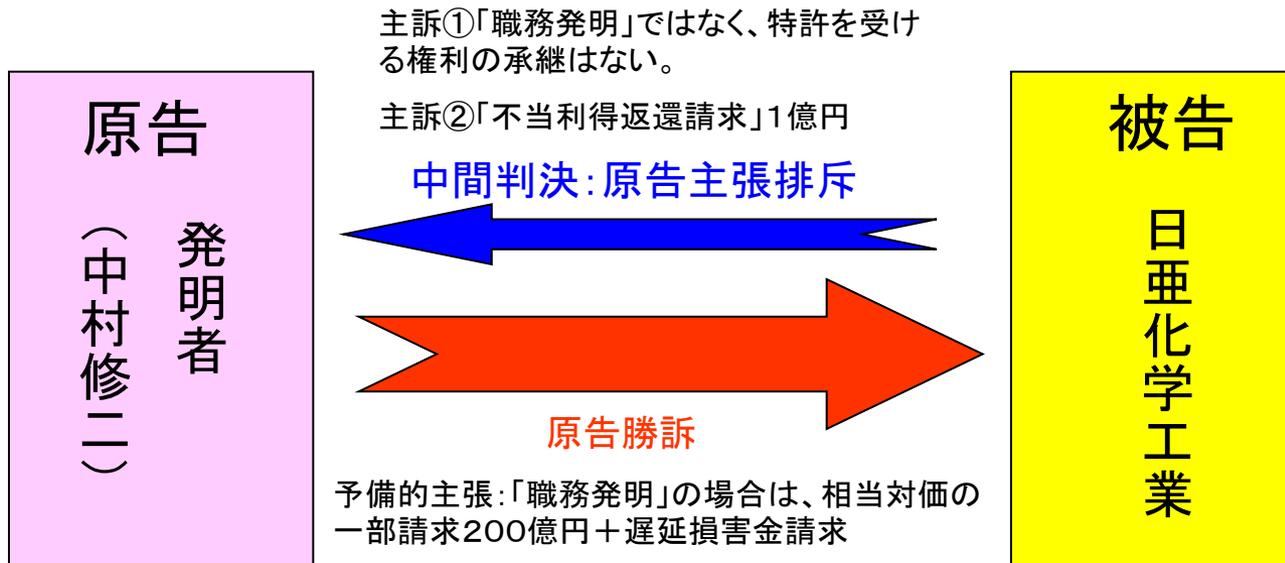
青色発光ダイオード事件

特許第2628404号(404特許)

東京地裁平成13(ワ)17772号(平成16年1月30日判決)

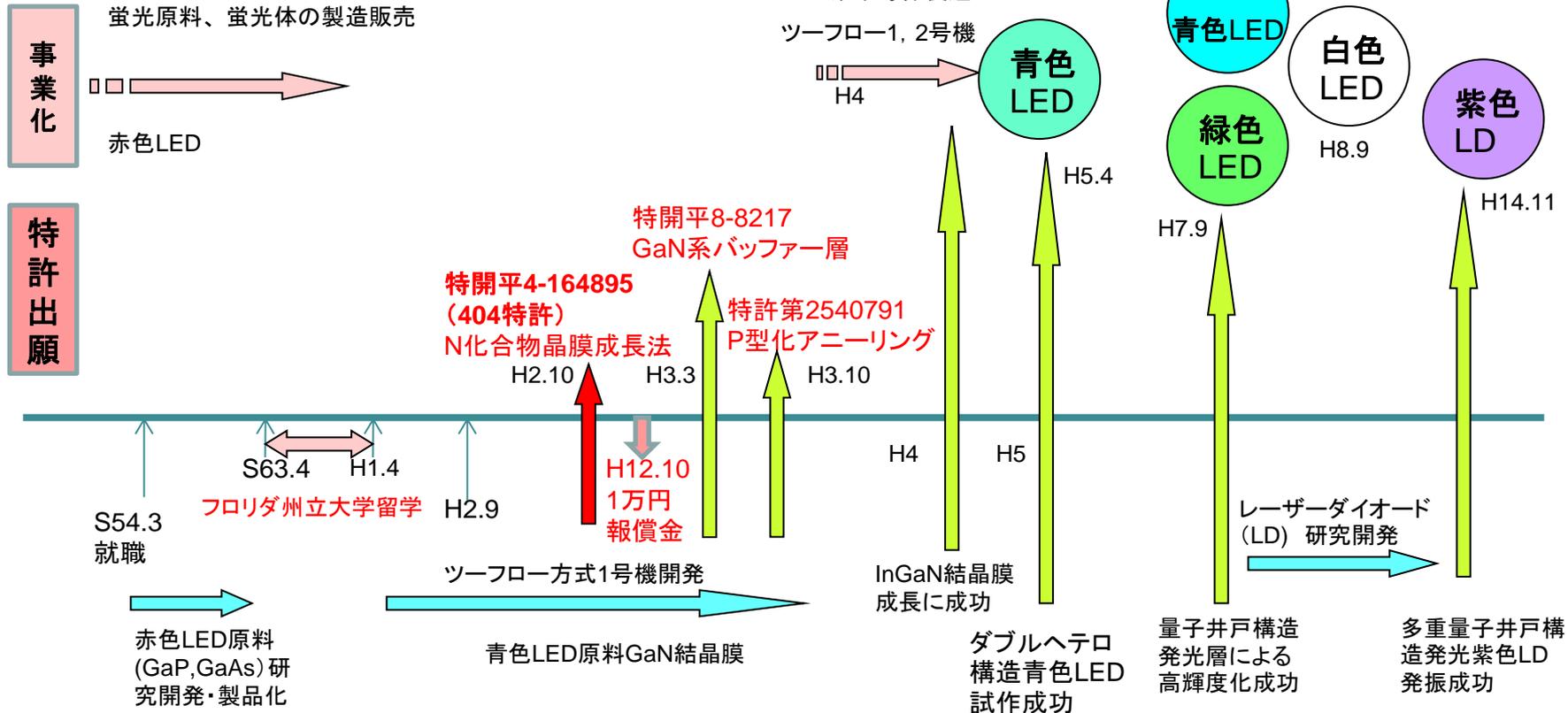
被告は、原告に対し、200億円及びこれに対する平成13年8月23日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。

→ 東京高裁控訴 和解勧告(2004年12月) 原告8億4391万円支払



被告(日亜化学工業)の 青色LED関連事業化と特許

青色発光ダイオード事件(2)



原告(中村氏)の功績と処遇

現在
カリフォルニア大教授

人工甘味料アスパラテーム事件

東京地裁平成14(ワ)20521号

(平成16年2月24日判決)

原告

元従業員
(成瀬昌芳)



原告勝訴

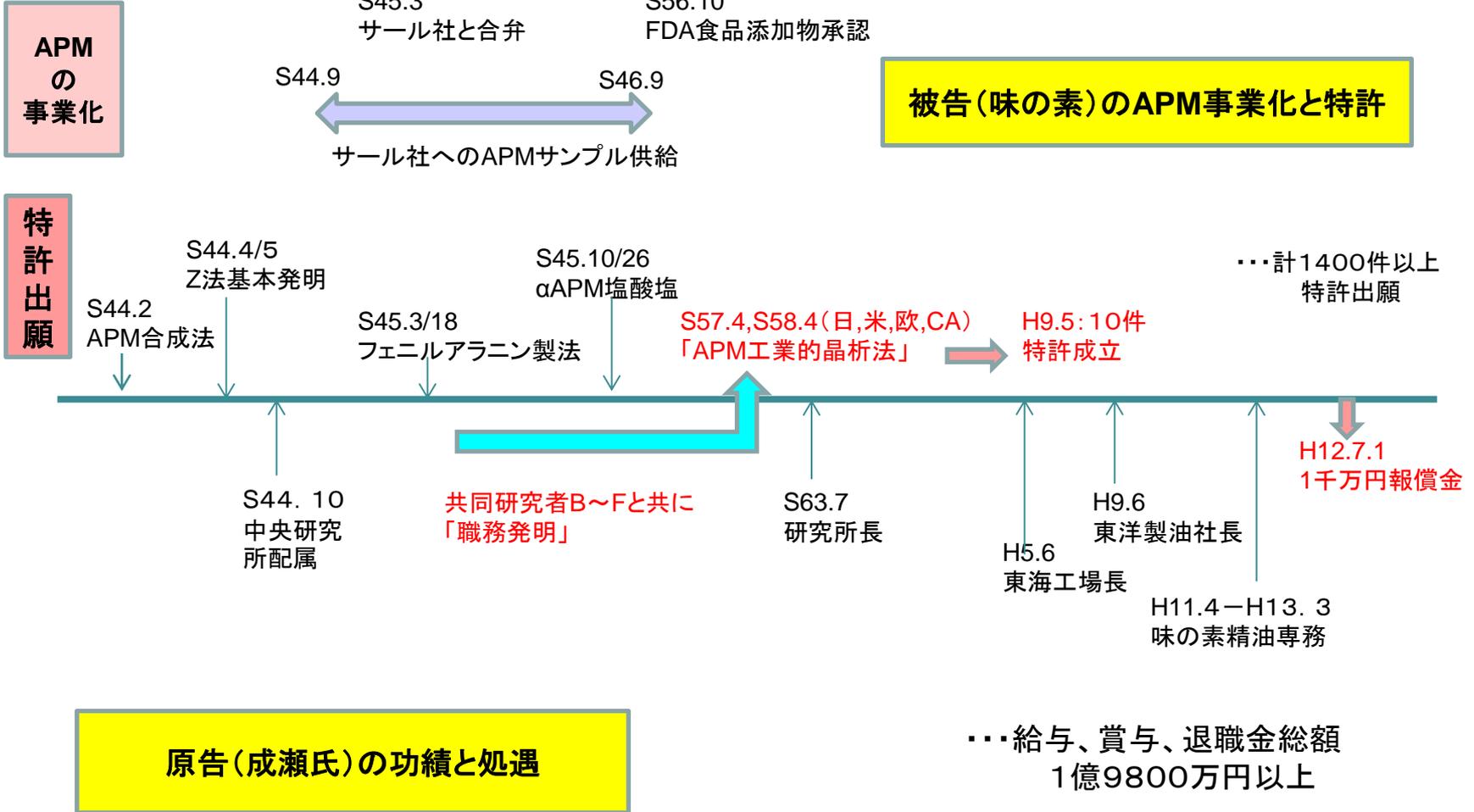
被告は、原告に対し、1億8935万円及びこれに対する平成14年10月5日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。

被告

味の素

和解金: 1億5000万円

人工甘味料アスパラチーム事件(2)



今日のポイント

1. 発明者(自然人)＝「発明」を完成した者
2. 発明者は「**特許を受ける権利**＝財産権」を有する
→ 譲渡により「**対価**」
3. 複数の発明者 → **共同出願**
4. **冒認** ↔ 真の権利者（「移転請求権」）
5. **職務発明** ↔ 自由発明
6. 職務発明の帰属と報酬(相当の対価)